フランスの2020年コミューン議会選挙と 「新コミューン」制度

---シェルブール=アン=コタンタン市の事例---

中田晋自

- I はじめに
- Ⅱ 2020年コミューン議会選挙の概要
- II 新コミューンにおける2020年コミューン議会選挙 ---シェルブール=アン=コタンタン市の事例---
- IV むすび

I はじめに

(1) 弱小コミューンの体力強化という課題

1. 自治体間協力の制度的発展

フランス革命期の「1790年8月20日法」までさかのぼるといわれるフランスの市町村合併政策は、19世紀から20世紀にかけて制定された諸法律を含め、結局首尾よく進むことのないまま、フランスの基礎自治体であるコミューン(commune)」の総数は、近年まで36,500あまりで推移してきた。ドゴール派のポンピドゥ(Georges POMPIDOU)政権下で制定された「コミューンの合併と再編に関する1971年7月16日法」 2 (以下、マルセラン法と表記)が、その後40年近くにわたる同国の市町村合併政策を規定することになったが、やはり、目に見える成果はあげられないままに終わった 3)。

フランスでは、このように市町村合併が進まないまま、むしろ自治体間協力を通じた弱小コミューンの体力強化が模索された。すなわち、1960年代になると、ドゴール (Charles de GAULLE) 政権下において制定された「大都市共同体に関する1966年12月31日法」(に基づき、諸都市に「大都市共同体」が設立され、「独自税源を有するコミューン間協力型広域行

政組織」(以下、EPCI と表記)という制度枠組み 5)が整備された 6)。また、社会党(以下、PS と表記)のミッテラン(François MITTERRAND)率いる左翼連合政権下において、「共和国の地方行政に関する 1992 年2月 26 日の指針法」 7 により幾つかの類型が規定され、ドゴール派シラク(Jacques CHIRAC)大統領の下で生じた第 3 次コアビタシオンの時代には、PSのジョスパン(Lionel JOSPIN)首相率いる多元的左翼政府が制定した「コミューン間協力の強化と簡素化に関する 1999 年7月 12 日法」 8 により、それらの整理が図られた。

さらに、「国民運動連合」(UMP)のサルコジ(Nicolas SARKOZY)政権下で制定された「地方自治体の改革に関する2010年12月16日法」 9 (以下、地方自治体改革法と表記)が、「メトロポール(Métropole)」の設立を規定するなど、EPCIの大規模化が図られ、いまやフランスのコミューンのほぼ全てがいずれかの EPCI に帰属 10 している。続く PSのオランド(François HOLLANDE)大統領は、「地方公共活動の近代化およびメトロポールの確立に関する2014年1月27日法」 11 (以下、MAPAM 法と表記)と「共和国の新しい地方組織に関する2015年8月7日法」 12 (以下、NOTRe 法と表記)を矢継ぎ早に成立させることで、EPCIの再編統合を推進する方針を明確にした。

2.「新コミューン」制度の提案

このように、フランスにおける弱小コミューンの体力強化は、自治体間協力を通じて追求され、今後もその流れにあるように見える。しかし近年、コミューンの再編(市町村合併)が同時進行で進められるようになっている。すなわち、上述の地方自治体改革法(2010年)により従来の合併手続き(1971年のマルセラン法が規定)が一新され、複数のコミューンが「新コミューン(commune nouvelle)」を設立するという、コミューン再編のための新しい制度枠組み¹³⁾が導入されたのである。

地方自治体改革法は、新コミューン設立の1つのパターンとして、既存 EPCI に参加するすべてのコミューンがそのまま新コミューンに移行するというパターンを想定していた。しかし、これは「地方自治体改革委員会」(以下、バラデュール委員会と表記)¹⁴⁾による2つの勧告¹⁵⁾に基づいており、同委員会は、この報告書において自らが新設を提案した「メトロポール」に地方公共団体(コミューン)としての地位を与え、「一般権限条項」¹⁶⁾も

認めるとしていた¹⁷⁾。結局、地方自治体改革法では、メトロポールに EPCI の地位を与えるとされたため、既存の大規模 EPCI を法令で強制的 に「メトロポール」へ移行させることで、大規模な市町村合併を実現しようとした同委員会の思惑は条文化されなかった。ただし同法は、既存の EPCI に加入するすべてのコミューンが合併して新コミューンを設立する という移行パターンを想定していたのであり、この点に着目するならば、バラデュール委員会の「メトロポール」構想は、「新コミューン」制度を 通じて部分的に実現したと考えることができるのである。

(2) 新コミューン設立の動向

1 新コミューン設立のインセンティブ

バラデュール委員会のこうした勧告を踏まえ、「新コミューン」制度の導入を初めて規定した2010年の地方自治体改革法は、フリノーが言うように、新コミューンの設立による大規模なコミューン再編(市町村合併)の「第一歩」 $^{18)}$ ではあるものの、その「成果」を即座に示すことはできなかった。そして、それが目に見えるものとなるには、「コミューンの強化と活性化のための新コミューン体制の改善に関する2015年3月16日法」 $^{19)}$ (以下、新コミューン体制改善法と表記)の制定を待つ必要があった。後述するように、同法は幾つかのインセンティブを現場の地方議員たちに付与することで、停滞気味であった同国のコミューン再編を活性化させる役割を果たしたのである。

フリノーは、2015年における同法の制定以降、フランスの地方議員たちはコミューンの再編(新コミューンの設立を含む)に積極的になった理由として、次の3つを挙げている²⁰⁾。すなわち、①財政的優遇措置、②旧コミューンおよびコミューン議会議員の地位の保持、そして、③拡張をつづける大規模 EPCIへの参画後の旧コミューンの影響力保持である²¹⁾。特にここでは、本稿におけるこのあとの行論との関係から、②旧コミューンおよびコミューン議会議員の地位の保持が、地方議員たちにとって、どのような意味で新コミューンの設立に向けたインセンティブとなるのか確認しておきたい。

すなわち、2010年の地方自治体改革法の段階では、新コミューンの議会議員数は、全国一斉で実施される次回のコミューン議会選挙(2020年3月)まで、69名(地方公共団体一般法典のL. 2121-2条が定める法定議

員定数の最大値)が上限であると定められていたが、2015年の新コミューン体制改善法により、旧コミューンのコミューン議会議員全員が議員としての身分を保証され、さらに新しい任期(2020-2026年の6年間)における定数についても、同条項が定める人口に応じた法定議員定数の一覧表(【資料1】)において、1つ上の階層の定数が認められることになったのである²²⁾。

| コミューンの人口 | 議員定数(人) | コミューンの人口 | 議員定数(人) | |
|----------------|---------|------------------|---------|--|
| 100人未満 | 7 | 40,000~49,999人 | 43 | |
| 100~499人 | 11 | 50,000~59,999人 | 45 | |
| 500~1,499人 | 15 | 60,000~79,999人 | 49 | |
| 1,500~2,499人 | 19 | 80,000~99,999人 | 53 | |
| 2,500~3,499人 | 23 | 100,000~149,999人 | 55 | |
| 3,500~4,999人 | 27 | 150,000~199,999人 | 59 | |
| 5,000~9,999人 | 29 | 200,000~249,999人 | 61 | |
| 10,000~19,999人 | 33 | 250,000~299,999人 | 65 | |
| 20,000~29,999人 | 35 | 300,000人以上 | 69 | |
| 30,000~39,999人 | 39 | | | |

【資料1】コミューンの議員定数一覧表

出典: L'article L. 2121-2 du code général des collectivités territoriales

逆に言えば、旧コミューン議会の議員全員に、議員としての身分を保証するという例外的な措置は、2020年3月のコミューン議会選挙をもって終了し、新コミューン議会に一定の配慮がなされているとしても、基本的には、一般法の枠組みに組み込まれることになっていたのである。

しかし、2020年コミューン議会選挙の5か月前になって、フランスの立法府は「新コミューンの組織を地域の多様性に適合させるための2019年8月1日法」²³⁾(以下、新コミューン組織適合化法と表記)を制定し、新コミューンの議員定数に関する新たな例外的措置を規定した。すなわち、新コミューンの設立後に全国一斉で実施された1回目の改選と2回目の改選の間の6年間(2014年3月以降に設立された大半の新コミューンにとっては2020-2026年の6年間)については、上で述べた地方公共団体一般法典L.2121-2条に基づく新コミューン議会の法定議員定数と、旧コミューンの議会議員(総数)の1/3を比較し、後者が上回る場合には、後者を当

該新コミューン議会の議員定数とすることになったのである(ただし、法 定議員定数の最大値である69名を越えることはできない)²⁴⁾。

この新法が必要とされる理由については、同法案を審議した上院立法委員会を代表して、カナイエ(Agnès CANAYER)委員長が次のように説明している(2018年12月5日)。すなわち、2015年の新コミューン体制改善法を厳格に適用すると、結果として新コミューン議会の議員定数が40%以上減少することになる(40の新コミューンでは70%減少)。そして、幾つかのケースでは、設立に参加した旧コミューンの人口に応じて定数を比例配分すると、すべての旧コミューンに議席を保証できない場合がでてくる、と²⁵⁾。

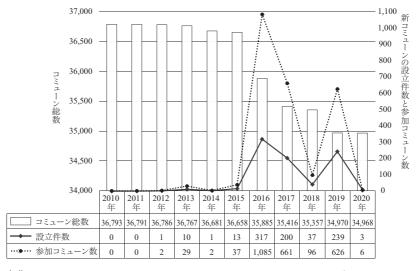
また、上院の読会(2019年7月24日)において、上院議員のスグアン(Vincent SEGOUIN)は、次のような数字を具体的に示し、この特例的措置の重要性を主張した 26 。すなわち、10の旧コミューン(合わせて110名の議員と3,200名の住民)が合併したオルヌ(1'Orne)県とトゥルヴル=オー=ペルシュ(Tourouvre-au-Perche)県にそれぞれある新コミューンのケースで試算すると、これらの新コミューン議会に与えられる議員定数は、地方公共団体法典に従えば27名となるが、この法案が規定する特例的措置に従えば、110名の1/3にあたる37名になる、と。

なお、地方自治体改革法(2010年)に基づく初期の段階から、新コミューン議会で互選された1名の「地域自治区長(maire délégué)」が、新コミューンの市長に代わって、「地域自治区(communes déléguées)」における権限を行使するとされていたが、新コミューン組織適合化法(2019年)により、新コミューンの市長がいずれかの地域自治区の区長を兼務できることになった(ただし、手当の二重取りは不可)。また、地域自治区長は、特定の議題について、「市長・地域自治区長会議」と呼ばれる執行部会議の開催を要請できる。さらに、新コミューン体制改善法(2015年)により、旧コミューンの諸議会が敢えてこれを拒まない限り、自動的にすべての旧コミューンが地域自治区へ移行すると定められたが²⁷⁾、新コミューン組織適合化法により、当該の区長と区議会が合意した場合には、新コミューンの圏域内にある一部の地域自治区について、その区役所(mairie)や支所(annexe)、そして地域自治区そのものをも廃止できることになった²⁸⁾。

2 新コミューン設立数の推移

フランス内務省の地方公共団体総局統計課が公表したデータ²⁹⁾によると、下記のように、地方自治体改革法(2010年)の制定から2015年(1月1日)まで、25件にとどまっていた新コミューンの設立が、新コミューン体制改善法(2015年)の制定以降急増し、2016-2019年の4年間で793件となるなど、大きな変化が観察される(【資料2】参照)。

なお、【資料 2 】のうち、2018年と2020年(いずれも前年の1月2日から当該年の1月1日までの1年間)における新コミューンの設立件数がそれぞれ37件と3件と、大きな落ち込みを示している点が、目を引くところである。2010年以降の新コミューンの設立の動向について検討したガブリエル・ビドーの論説³⁰⁾によれば、前者については、前年(2017年)に財政的優遇措置が中断したという財政的な理由によって、また後者につ



【資料2】フランスにおける新コミューン設立の動向(2010年以降)

- 出典:Les collectivités locales en chiffres et Bulletin d'Information Statistique (N° 143 mars 2020) par la Direction générale des collectivités locales (DGCL)
- ※新コミューンの設立件数は、毎年1月1日現在(前年の1月2日から翌年の1月1日 の1年間)のデータ。
- ※2010年以降の設立総数は818件であるが、新コミューンが別の新コミューンの設立に 参加する二重カウントを除くと774件となる。

いては、コミューン議会選挙までの1年間はその選挙区たるコミューンの領域的区画を変更できないという法制度的理由によって、それぞれ説明可能であるとされる。ビドーも示唆しているように、この財政的理由を応用するならば、2015年の新コミューン体制改善法により財政的優遇措置がとられるまで、新コミューンの設立が低調であったことも説明可能であるし、上述の法制度的理由を考えれば、前回のコミューン議会選挙が実施された2014年(2013年1月2日から2014年1月1日までの1年間)の設立件数が1件であったことも、ある程度説明が可能であると思われる。

ここでは、2020年(2019年 1 月 2 日から 2020年 1 月 1 日までの 1 年間)の設立件数が 3 件 $^{31)$ であったことに関する上述の法制度的説明について、より詳しく述べておきたい。

まず、この点について説明するにあたり、次の2つのことをあらかじめ確認しておく必要がある。一つは、フランスの「共和国の伝統」(une tradition république) として、「予定されている公職選挙の第1回投票までの1年間において、選挙制度や選挙区画に修正を加えることはできない」という原則 32)があるという点である。もう一つは、地方自治体改革法(2010年)により、新コミューン設立後のコミューン議会選挙は、地域自治区ではなく、あくまでも新コミューンを単位(選挙区)として実施されることである 33 。

これら2つの原則を踏まえると、2020年3月に予定されていた全国一斉のコミューン議会選挙までの1年間、その選挙区となるコミューン(新コミューンを含む)の区画変更はできないことになる。実際、上で述べた2020年の3件は、いずれも2019年の3月中旬までにおこなわれており、設立件数におけるこの大幅な落ち込みは、新コミューンの設立に向けた準備期間が例年よりも極端に短くなったことによって、一定程度説明されるように思われる。

(3) 本稿の目的と構成

フランスの2020年コミューン議会選挙には、後述するように、新型コロナウイルス (COVID-19) の感染が拡大した影響で、投票日程が大幅に変更されたこと以外にも、幾つかの特徴を見出すことができる。しかし上ですでに整理したように、今回の選挙には、新コミューンに関連する特別な位置づけを与えることができる。すなわち、新コミューン体制改善法

(2015年) に促されるかたちで設立された700以上の新コミューンにとって、今回の選挙は、設立後初めての改選だったということである(前回の選挙は2014年3月)。

このことを踏まえ、本稿の目的は、前回のコミューン議会選挙挙以降に 設立された新コミューンにおいて、今回のコミューン議会選挙がどのよう に実施され、どのような結果に終わったのかを明らかにすることにある。

そこでまず第Ⅱ節では、2020年のコミューン議会選挙とはどのような選挙だったのかについて、コロナ禍や投票の結果がどのような影響を与えたのかという観点で概観する。次いで第Ⅲ節では、2015年の新コミューン体制改善法制定以降に設立された新コミューンにおいて、2020年のコミューン議会選挙がどのように実施され、どのような結果に終わったのかを明らかにするため、2016年1月1日に誕生した新コミューンの一つであり、筆者が2019年8月に現地調査を実施したノルマンディー地方の港町シェルブール=アン=コタンタン市を事例として取り上げ、検証をおこなう。

II 2020年コミューン議会選挙の概要

(1) 2020年コミューン議会選挙

1. 選挙日程の変更

フランスのコミューンでは、6年毎に議会選挙が全国一斉で実施される³⁴⁾。人口1,000人以上のコミューンでは、各党派が提出した候補者リストに基づく名簿式比例代表2回投票制で実施され、各リストの筆頭者が当該党派にとっての市長候補者である³⁵⁾。これに対し、人口1,000名未満のコミューンでは、有権者は各党派の候補者リストではなく、立候補した候補者個人に投票する多数代表連記2回投票制で実施される。

2014年3月以来となる2020年コミューン議会選挙は、当初、同年3月の15日と22日に投票を実施する予定であった。しかし、新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、15日の第1回投票は何とか実施されたものの、第2回投票を予定通り22日に実施することができず、後述のように、6月28日に実施された。

イタリアやスペインなどの隣国において、新型コロナウイルスの感染拡 大を受けたいわゆるロックダウン(都市封鎖)が発表されるなか、マクロ ン(Emmanuel MACRON)大統領は、3月12日、感染拡大を抑制するため、16日から当分の間、すべての保育所、小学校、中学校、高校、大学を全国一斉で休校にすると発表した。また、第1回投票の前日に当たる14日には、フィリップ(Edouard PHILIPPE)首相が、感染防止策を強化すべく、翌15日の午前0時から、レストランやカフェを含む国内の「不要不急の公共の場所」をすべて閉鎖すると発表している。ただし、大統領と首相のいずれも、15日に予定されているコミューン議会選挙の第1回投票については、予定通りの日程で実施するとしたのである。

第1回投票の翌日、マクロン大統領は第2回投票を延期する意向を表明した。そして、フィリップ政府は、「新型コロナウイルスの感染拡大に対処するための2020年3月23日の非常事態法第2020—290号」 36)を議会で成立させ、その第19条に従い、第1回投票で当選者が確定していないコミューン議会における第2回投票を2020年の6月に延期するとした。日付については「科学委員会(comité de scientifiques)」の分析を参照した上で、5月27日までに開催される閣議において、政令により定められるとされた(結局、第2回投票は6月28日に実施された)。

なお、第1回投票ですでに当選が決まった者についても、6月の第2回 投票の翌日まで、任期の開始が延期され、それまでは、現職議員が権限を 保持すると定められた(従って、各市議会における市長の互選も6月まで 延期)。

2. コミューン総数・立候補者数・投票率

2020年コミューン議会選挙は、フランス本土と海外県にある34,968 (2020年1月1日現在)のコミューンで実施され、902,467名が立候補している (926,068名が立候補した前回から2.5%減少)³⁷⁾。

国全体の投票率は下記の通りである38)。

- ●第1回投票:44.66% (前回:63.55%)
- ●第2回投票:41.60% (前回:62.13%)

政府は、投票者同士の距離を確保するなど、投票所における感染予防措置をとったものの、投票率は前回からおよそ20ポイント減少し、第五共和政下で初めて、事前に有権者登録をおこなった者のうち、実際に投票したものの割合が半分を割る、最低の値となっている³⁹。

3. 投票の結果

2020年のコミューン議会選挙は、その投票結果という観点からみると、エコロジー政党「欧州エコロジー・緑の党」(以下、EELV と表記)の伸長により特徴づけられる。ナショナル・ポピュリスト政党「国民連合」(以下、RN と表記)は南仏ペルピニャンで勝利して、初めて人口10万人以上の都市の市政を獲得するなどしたが、大統領与党の「共和国前進!」(以下、LRM と表記)やドゴール派の「共和党」(以下、LR と表記)、PS は総じて苦戦することになった⁴⁰⁾。

まず EELV は、第1回投票(3月15日)において主要な地方都市を含む122のコミューンで伸長し、第2回投票への進出を決めた(前回は21コミューン)。EELV が改選前からすでに市政を掌握しているグルノーブルやストラスブール以外にも、リヨンや左派との共同リストで臨んだマルセイユの第1回投票でトップに立ち、リールとレンヌの2都市41)で2位につけた。結局、グルノーブルやストラスブールはもちろん、リヨンやマルセイユにおいても、PSリストとの統合をおこなうことなく、単独で第2回投票に勝利し、市政を維持・獲得している(リヨンについてはあとで詳述)。

他方 RN は、フレジュス、ベジエなど 6 つのコミューンにおける第 1 回 投票で過半数を獲得し、早くも再選(市政の掌握)を決めるとともに、南 仏ペルピニャンなど 2 市でもトップに立った。結局、ペルピニャンでは、 第 2 回投票で市政を握る LR を破り、勝利を収めている。

今回のコミューン議会選挙でも総じて低調であった PS であるが、首都パリでは、現職市長のイダルゴ(Anne HIDALGO)候補率いる PS 陣営が第 1 回投票で29.3%を獲得してトップを確保した。ダティ(Rachida DATI)元法相率いる LR 陣営は22.7%、ビュザン(Agnès BUZYN)前保健相率いる LRM 陣営は17.2% にとどまり、ベリアール(David BELLIARD)候補の EELV 陣営が10.79%でつづいた。第 1 回投票で 2 位となったダティ候補は、3 位のビュザン候補との共闘(リストの統合)を拒否する一方で、4 位につけた EELV 陣営とのリストの統合に成功した 1位のイダルゴ候補(PS)は、第 2 回投票で48.70%を獲得して、引き続き市政を掌握した。

大統領与党のLRMにとって、マクロン政権の元内相であるコロン (Gérard COLLOMB) が現職市長を務めるリヨンの市政を失ったことの影響は、決して小さくないものと思われる。リヨンは、2001年のコミュー

ン議会選挙で PS が元首相のバール(Raymond BARRE)から市政を奪って以降、長く PS のコロンが市政を掌握してきた。しかし新人のドゥセ(Grégory DOUCET)候補率いる EELV リストが、今回の第 1 回投票において28.5%を獲得してトップにたち、現職助役のキュシュラ(Yann CUCHERAT)候補率いる LRM リスト(14.9%)を大きく引き離した。そこでコロンは、LR との選挙協力で合意し、これを 5 月29日に発表した。しかし、LRM はこれに反発し、キュシュラ候補の公認を取り消してしまう 42)。結局、第 2 回投票でも EELV のリストが52.40%を獲得し、LRM のリスト(30.80%)を押さえてリヨン市の市政を獲得した 43)。

4 大統領与党の敗北に伴う首相の交代

フランス大統領府は、2020年7月3日、フィリップ首相からの申し出を大統領が受け入れるかたちで、首相と同政府が総辞職したと発表した。後任には、南仏の小都市プラドで市長を務めるドゴール派「共和党」のカステックス(Jean CASTEX)が任命された。

マクロン率いる大統領与党の今回のコミューン議会選挙における結果をみると、「パリ、マルセイユ、リヨンなどほぼ全ての主要都市で敗北」しており、新型コロナ対策が支持されていないほか、政策が富裕層を優遇しているとの批判があることなどが、フィリップ政府が総辞職を決めた理由とされる。他方カステックス新首相は、マクロン政権下で新型コロナウイルスの外出制限緩和を立案する省庁間代表を務めた人物であり、「知名度は低いが保健分野の行政に詳しく、長期化するウイルス対策で力を発揮すると判断された」とみられている440。

マクロン大統領は、世論調査の結果などから、事前に今回の選挙での大敗を予想し、閣僚メンバーの刷新により人気浮揚を図ることを決めていたとされ、環境保護政策を担当するエコロジー移行大臣には、ポンピリ (Barbara POMPILI) を起用した 45)。ポンピリは、PS のオランド政権時代に、バルス (Manuel VALLS) 政府の環境・エネルギー・海洋大臣(気候に関する国際関係担当)付生物多様性担当大臣を務めた人物である。

なお、フィリップ前首相は、今回のコミューン議会選挙に、地元ル・アーヴル市で立候補し、勝利を収めている。今後は、同市の市長として政治家としての活動を続けていくことになる。

III 新コミューンにおける2020年コミューン議会選挙 ----シェルブール=アン=コタンタン市の事例----

(1) 選挙実施における諸条件

1. シェルブール=アン=コタンタン市の概要

本節では、2015年以降に設立された新コミューンにおいて、2020年のコミューン議会選挙がどのように実施され、どのような結果に終わったのかを明らかにするため、2016年1月1日に誕生した新コミューンの一つであり、筆者が2019年8月に現地調査を実施したシェルブール=アン=コタンタン市を事例として取り上げ、検証をおこなう。そのため、ここではまず、新コミューンとしての同市の概要について確認しておきたい 46 。

「シェルブール=アン=コタンタン」とは、文字通り、「コタンタン半島 (Presqu'île du Cotentin) にあるシェルブール市」のことであるが、同半島 におけるコミューン再編(市町村合併)事業の一つとして、2016年1月 1日に「新コミューン」としてシェルブール=アン=コタンタン市が設立 されるまで、その圏域には「シェルブール大都市共同体(Communauté urbaine de Cherbourg)」(以下、CUC と表記)が設置されていた。

CUC は、1966年の大都市共同体法に基づいて、1971年に設立された EPCIであるが、2016年1月1日をもって廃止され、5つの構成コミューンがそのまま新コミューンの設立に参加した。こうした経緯で誕生したシェルブール=アン=コタンタン市は、5つの旧コミューンから継承した 68.5平方キロメートルの市域を有し、そこにはおよそ8万人の住民が暮らしている。

2. 議員定数

2016年1月1日に設立された「新コミューン」としてのシェルブール = アン = コタンタン市では、2015年の新コミューン体制改善法により、設立後最初の改選となる2020年のコミューン議会選挙まで、5つの旧コミューンの市議会議員(163名)全員がその身分を維持したが、今回のコミューン議会選挙を実施するにあたり、当該新コミューン議会の議員定数は55名と定められた⁴⁷⁾。

繰り返しになるが、新コミューンが設立された場合、当該新コミューン におけるコミューン議会選挙の選挙区は、地域自治区 (=旧コミューン) ではなく、あくまでも新コミューンであり、議員定数の基準も新コミューンの人口となる。そして、シェルブール=アン=コタンタン市の総人口が80,076人 48 であることを踏まえると、2020年のコミューン議会選挙における同市議会の議員定数(55名)は、次のように算出されたと考えられる。

すなわち、旧コミューン議会議員が合わせて163名いる人口8万人強の新コミューンの場合、2020-2026年の6年間における同市議会の議員定数は、地方公共団体一般法典 L. 2121-2条に基づき、人口80,000~99,999人のコミューンに認められる53名ではなく、1 つ上の階層である人口100,000~149,999人のコミューンに認められる55名が議員定数になる、と490。ただし、すでに述べたように、2019年の新コミューン組織適合化法によって、いま述べた議員定数(55名)と、旧コミューンの議会議員総数(163名)の1/3にあたる55名を比較し、後者が上回る場合には、69名を上限として、後者が当該新コミューン議会の議員定数となるが、両者は55名で同数であるため、同市議会の議員定数は55名とされたものと考えられる。

(2) 投票結果

1 投票結果の概要

2020年のコミューン議会選挙は、上述のように、 3 月15日に第 1 回投票が実施されたものの、通常 1 週間後に実施される第 2 回投票が大幅に延期され、 6 月28日に実施された。シェルブール=アン=コタンタン市でも投票がおこなわれ、同市の投票率 50 は下記の通りであったが、全国平均よりもさらに低調であったことが分かる。

●第1回投票:33.69% (全国:44.66%)

●第2回投票:29.01% (全国:41.60%)

人口がおよそ8万人の同市におけるコミューン議会選挙は、上述のように、人口1,000人以上のコミューンに適用される名簿式比例代表2回投票制で実施されるが、今回のコミューン議会選挙には、4つのリストが立候補し、55議席をめぐってたたかわれた(【資料3】参照)。

このように、現職市長のアリヴェ (Benoît ARRIVÉ) 率いる PS のリストが、第1回投票において得票率42.1%でトップに立ったものの、過半数に届いていないため、第2回投票(決選投票)に持ち越された。しかし、ここでもアリヴェのリストが得票率46.14%でトップとなり、同リストが

【資料 3 】シェルブール=アン=コタンタン市の選挙結果 (2020年コミューン議会選挙)

| リスト筆頭者 (市長候補者) | 党派 | リスト名 | 第1回 投票 (%) | 第2回 投票 (%) | 獲得 議席数 |
|-----------------------|------|--------------------------|------------------|------------------|-----------|
| Benoît ARRIVÉ | PS | Passion Commune | 42.1 | 46.14 | 41 |
| David MARGUERITTE | 左派諸派 | L'Avenir en tête | 29.68 | 12.39 | 2 |
| Sonia KRIMI | LRM | Pour Vous! | 14.26 | 8.72 | 1 |
| Barzin VIEL – BONYADI | 右派連合 | La Coopérative Citoyenne | 8.72 | 32.75 | 8 |

出典: Le Monde, « MUNICIPALES 2020 : ENJEUX ET RÉSULTATS : Cherbourg-en-Cotentin ».

過半数の議席を獲得することが決定した。すなわち、人口1,000人以上のコミューン議会選挙では、第1回投票で過半数を獲得したリスト、あるいは第2回投票に持ち越された場合でも、そこで最多の得票があったリストに、まず半分の議席が与えられ、残り半分の議席については、当該リストを含むすべてのリストの得票率に基づいて比例配分されるのである。

2. アリヴェ市長の再選と「社共共闘」戦略

新コミューンとしてのシェルブール=アン=コタンタン市にとって、設立後最初の改選となった今回のコミューン議会選挙において、市民たちが選択したのはアリヴェ市長(PS)の続投であった。

コミューン議会選挙を 1 か月後に控えた 2 月 17 日、現職市長のアリヴェは、自らが率いる候補者リスト「パッション・コミューン(Passion Commune)」のメンバー(議員定数と同じ55名)を発表したが、そこには PSだけではなく、フランス共産党(以下、PCF と表記)と同市の議会内会派である「立ち上がれ左翼(la Gauche debout)」に所属する現職議員たちの名前が含まれていた51)。

当該勢力において指導的な地位にあるヴァレーヌ(Valérie VARENNE)とルジャテル(Ralph LEJAMTEL)は、2020年 1 月 11 日、ラジオ局 France Bleu の番組に出演し、今回のコミューン議会選挙においては、不服従のフランス(以下、FI と表記)、EELV、ジェネラシオン・エス(Génération. s) $^{52)}$ からなる左派諸派のリスト「市民協同組合(la Coopérative Citoyenne)」ではなく、アリヴェ市長のリストから立候補する意思を明らかにしていた $^{53)}$ 。今回のコミューン議会選挙におけるシェルブール=アン=コタンタ

ン市議会議員数の大幅削減(163名から55名へ)がすでに決まっているなかで、9名の現職議員を抱える PCF 陣営がとった生き残り戦略が、市長与党リストからの立候補だったわけである。

上で紹介した2名のPCF議員が、今回アリヴェのリストに2位と9位でメンバー入りし、他の5名とともに当選を果たし、第3助役と第6助役に就任していることを考えると、アリヴェ市長が、今回のコミューン議会選挙において、いかにPCFを重要な共闘相手とみなしていたのかも容易に理解できる。

2020年7月5日に開催された選挙後最初の市議会⁵⁴⁾において、アリヴェが正式に市長に選出されるとともに、地方公共団体一般法典の諸規定に従い、助役15名、地域自治区長は5名であることが確認された。2019年の新コミューン組織適合化法により、新コミューンの市長職と当該市域内にある地域自治区長を兼務できることになったが、同市ではそうしたかたちをとらず、5名の議員が地域自治区長(新コミューンの助役を兼務)に選出されている。なお、アリヴェ自身は、シェルブール=アン=コタンタン市の市長職以外に、同市も参加して2017年1月1日に設立された「コタンタン都市圏共同体(Communauté d'agglomération du Cotentin)」⁵⁵⁾の副議長(経済開発担当)を兼務することになった。

IV むすび

1. 本稿のまとめ

以上のように本稿では、まず、現在フランスが取り組んでいるコミューン再編(市町村合併)事業の一環として、2010年に創設された「新コミューン」制度について、この制度がどのような経緯で創設され、当初成果がほとんど見られなかったこの事業を活性化するため、近年どのような制度改革がおこなわれたのかを確認した。その上で、この「新コミューン」制度を2020年のコミューン議会選挙と関連づけて考えたとき、後者にどのような独自の位置づけを与えることができるのかという視点で、その検討を開始した。

すなわち、2020年の3月15日と6月28日に実施されたフランスのコミューン議会選挙には、新型コロナウイルスの感染が拡大した影響で、投票日程が大幅に変更されたこと以外にも、幾つかの特徴を見出すことが可

能であるが、本稿は、今回のコミューン議会選挙に、もう一つ別の位置づけを与えることができるとの視点を提示した。それは、新コミューン体制改善法(2015年)に促されるかたちで設立された700以上の新コミューンにとって、今回のコミューン議会選挙は、設立後初めての改選だったということである。そして、こうした観点から、これらの新コミューンにおいて、今回(2020年)のコミューン議会選挙がどのように実施され、どのような結果に終わったのかを明らかにすることを本稿の目的とした。

そこでまず第II 節では、2020年のコミューン議会選挙とはどのような 選挙だったのかについて、コロナ禍や投票の結果がどのような影響を与え たのかといった観点で概観した。その結果、エコロジー政党の EELV が大 躍進を果たし、多くの都市で市政を掌握したことや、今回の選挙で大統領 与党が大敗したことの責任をとって、首相がフィリップからカステックス へ交代したことなど、今回の選挙は、単なる地方選挙にとどまることのな い、フランス政治にとって一つの画期をなすものであることが分かった。

その上で第Ⅲ節では、2015年の新コミューン体制改善法制定以降に設立された新コミューンにおいて、2020年のコミューン議会選挙がどのように実施され、どのような結果に終わったのかを明らかにすべく、2016年1月1日に設立された新コミューンの一つであり、筆者が2019年8月に現地調査を実施したシェルブール=アン=コタンタン市を事例として取り上げ、その検証をおこなった。

その最初の作業として、「新コミューン」としてのシェルブール=アン=コタンタン市における今回のコミューン議会選挙の議員定数を、関連の諸規定に基づいて確認した。すなわち、その設立から最初の改選となる2020年のコミューン議会選挙までのおよそ4年間、同市では5つの旧コミューンの市議会議員(163名)全員がその身分を維持したが、今回のコミューン議会選挙を実施するにあたっては、議員定数が55名となること、そして、2019年の新コミューン組織適合化法が規定した特例的措置を適用した場合でも、やはり議員定数は55名となることが確認されたのである。

実際の投票結果についていうと、現職市長のアリヴェ率いる PS のリストが、第1回投票において得票率42.1%でトップに立ち、第2回投票(決選投票)でも得票率46.14%でトップとなったため、規定に従い同リストが過半数の議席を獲得することになった。こうして、アリヴェ市長の続投

が確定した訳であるが、実は2020年のコミューン議会選挙に向けて、アリヴェ陣営は、同市議会に9名の現職議員を擁するPCF 陣営と選挙協力について交渉をおこない、PCF 支持層の票の取り込みを図る「社共共闘」戦略を採用していたことについて明らかにした。

こうしたシェルブール=アン=コタンタン市のコミューン議会選挙における「社共共闘」は、もちろんアリヴェ市長の PS 陣営のみを利するものではなく、今回のコミューン議会選挙における同市議会議員数の大幅削減(163名から55名へ)に危機感を抱いていた PCF 陣営にとっても、新コミューン議会の一勢力として生き残っていく上で、欠くことのできないものであった。そして、PCF 陣営は、この目的のために、前回の2014年コミューン議会選挙の際、共闘を組んだ左派諸派のリスト「市民協同組合 (la Coopérative Citoyenne)」(FI、EELV、ジェネラシオン・エス)から離脱するという選択をしたことは、本論ですでに述べたとおりである56)。

2. 残された検討課題

筆者が現在取り組んでいる研究課題、すなわち、フランスにおけるコミューン再編(市町村合併)事業の一環としておこなわれている「新コミューン」の設立について、本稿では、2020年の3月と6月に実施されたコミューン議会選挙と関連付けながら検討をおこなってきた。

この事業自体、弱小コミューンの体力強化を一つの課題として実施されているが、実際には、こうした措置さえとれないまま、政治・行政機能の維持が困難になったコミューンがあるという。そして、今回のコミューン議会選挙との関連でいうと、立候補者がゼロだったコミューンでは、どのような対応が取られるのかという問題⁵⁷⁾があり、実際、前回の2014年3月のコミューン議会選挙では、64のコミューンでこうした事態が生じたという⁵⁸⁾。過疎自治体において、政治・行政機能をどのように維持していくのかという問題が、一つの検討課題として残されていることを、ここで確認しておきたい。

また、すでに述べたように、設立された新コミューンには、制度上、地方公共団体(コミューン)としての地位が与えられるため、これに参加する旧コミューンが「地域自治区」として存続するとしても、代表制民主主義はすべて新コミューン議会において実施され、当該議会選挙も新コミューンを選挙区として実施されることになる。

それゆえ、旧コミューンという少なくとも新コミューンよりは小規模のコミュニティにおいて、これまで実現していた住民自治(あるいは住民による民主的行政統制)は、新コミューンの設立によって、多少なりとも影響を受けることになるが、この状況を補完する仕組みを考えると、フランスでは、2002年の近隣民主主義法が制定した「住区評議会制」がその役割を果たす可能性がある。というのも、設立される新コミューンの人口が8万人を超えた場合、新コミューン議会には、市内をくまなく「住区(quartier)」に区画した上で、それぞれに「住区評議会 (conseil de quartier)」を設置する法的義務が生じるからである。

このように考えると、新コミューンを設立することで、その人口が初めて8万人を突破し、同評議会の設置が法的義務となった場合、この新しい広域空間における近隣住民合議のあり方がどのように変化するのかが焦点となる。本稿でとりあげたシェルブール=アン=コタンタン市も、2016年1月1日に新コミューンを設立したことにより、上記の条件に該当することになったが、2019年夏の段階⁵⁹⁾では、未だ住区評議会の設置には至っていなかった。2020年コミューン議会選挙の結果再選されたアリヴェ市長の下、本件がどのように実施されていくのかにも注目していく必要がある。

今後に残された検討課題を以上のように整理して、本稿を閉じることに する。

※本稿は、令和元-3年度科学研究費補助金・基盤研究(C)(一般)「フランスの市町村合併と合併後の広域空間における都市内分権組織の機能に関する研究」(研究代表者:中田晋自)[JSPS科研費19K01448]による研究成果の一部である。

注

- 1)「市町村」と訳される場合もあるが、日本のように市町村それぞれについて制度上の区分はない(パリ・リヨン・マルセイユの3大都市の特別制度を除く)。
- 2) Loi nº 71–588 du 16 juillet 1971 sur les fusions et regroupements de communes (La loi Marcellin).
- 3) Thomas FRINAULT, Le pouvoir territorialisé en France, Presses Universitaires

de Rennes, 2012, p. 118. マルセラン法については、拙稿「フランスの地方自治体改革(2010年)における新しい市町村合併政策—『新コミューン(commune nouvelle)制度』の創設とその現況—」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』第51号、2019年3月、pp. 63-87を参照。

- 4) Loi nº 66-1069 du 31 décembre 1966 relative aux communautés urbaines.
- 5) EPCI (Établissement Public de Coopération Intercommunale à fiscalité propre) は、その圏域全体に関わる共通のプロジェクトに対して政策の実施手段や事業を分担するため、複数のコミューンの協力により設立される公法上の法人 (personne morale) である。横道清孝「市町村の広域連携における日仏比較」 関日本都市センター『都市とガバナンス』第16号、2012年、46頁参照。なお、本稿では EPCI に「コミューン間協力型広域行政組織」の訳語をあてているが、《établissement public》には、通常「公施設法人」の訳語があてられる。この公施設法人とは、フランスでは、公法上の法人格を付与されているが、「一般権限条項」(後述)が適用されず、制限列挙された特定の公役務を遂行することを目的とする団体のことであり、地方公共団体とは区別されている。
- 6)フランスにおける自治体間協力の制度発展史については、拙稿「フランスにおける自治体間協力型広域行政組織とその制度的発展—『民主主義の赤字』問題と民主主義改革—」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』第47号、2015年を参照。
- 7) Loi d'orientation nº 92–125 du 6 février 1992 relative à l'administration territoriale de la République.
- 8) Loi nº 99–586 du 12 juillet 1999 relative au renforcement et à la simplification de la coopération intercommunale.
- 9) Loi n° 2010–1563 du 16 décembre 2010 de réforme des collectivités territoriales. 同法によるこの地方制度改革は、PS のミッテラン大統領率いる左翼連合政権の下で実施された第1次地方分権改革、そして、新ドゴール派「共和国連合(RPR)」のシラク大統領下の第2次地方分権改革につづく、第3次地方分権改革と位置づけられるものである。
- 10)「大都市共同体」が EPCI の原初形態として法制度化された1966年からおよそ半世紀を経て、フランスの EPCI は地方政治社会に非常に大きな存在感を示しているが、上述の地方自治体改革法(2010年)がすべてのコミューンの EPCI 加入を目標としたこともあり、次の数字はまさに EPCI の存在感の大きさを実感させるものとなっている。すなわち、現在フランス全土に1,255件の EPCI が組織され、全体の99.99%にあたる34,964コミューンがこれに参加し、全人口の99.99%の人々がその圏域内に居住しているのである(フランス内務省資料:2020年現在)。
- 11) Loi nº 2014-58 du 27 janvier 2014 de modernisation de l'action publique

territoriale et d'affirmation des métropoles.

- 12) Loi nº 2015–991 du 7 août 2015 portant nouvelle organisation territoriale de la République.
- 13) 新コミューンの「新しさ」については、ニコラ・カダの下記の論文を参照。カダは、この新制度の仕組みや機能、財政のルールが、従来のものとどのように「断絶」しているのかという観点から考察している。また、この論点について整理した拙稿「フランスの新しいコミューン再編統合政策と地方議員たち―シェルブール=アン=コタンタン市における『新コミューン』設立の事例―」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』第52号、2020年3月も参照。
- 14) 同委員会の委員長は、新ドゴール派で元首相のエデュアール・バラデュール (Eduard BALLADUR) が務めたことから、「バラデュール委員会」とも呼ばれる。バラデュール委員会の勧告や問題意識が、市町村合併政策としてどのように具体化されていったのかについては、拙稿、2019年を参照。
- 15) バラデュール委員会報告書(2009年3月)では、まず【勧告第9号】に おいて「『コミューン統合』への支援を再開することにより、EPCI が新コ ミューンへ移行することを可能にする」とし、【勧告第11号】では、「コミュー ンのレベル(メトロポール、EPCI やその他のコミューンにより設立された 新コミューン)に一般権限条項(後述)を認め、県とレジオンの諸権限を制 限列挙とする」としていた。Le Comité pour la réforme des collectivités locales présidé par Eduard BALLADUR, *Il est temps de décider : Rapport au Président de la République (le 5 mars 2009)*, Fayard - La documentation Française, 2009, pp. 137–138, pp. 140–142.
- 16)「一般権限条項 (clause de compétence générale)」とは、地方自治体が法令において列挙された自らの事務・権限を実施するのではなく、国の法令および規則あるいは他の法人に対し排他的に認められた事務・権限を侵害しない限りにおいて、「自治体の事務」あるいは地方の公益に基づき、全ての分野に介入する権能のことである。コミューンに対してこれを認めたのは、「コミューン議会は、その審議により、コミューンの事務について決定を下す」と規定した1884年4月5日法であり、それからおよそ100年ののち、1982年の地方分権法が地方自治体の他のカテゴリー(県およびレジオン)にも拡大適用すると規定した。その後、2010年法は県およびレジオンへの適用について、2015年1月をもって廃止すると規定したが、2014年のMAPAM法が、この廃止措置を取りやめるとした。しかし、2015年のNOTRe法が、改めて県およびレジオンへの適用はおこなわないとしたため、現在当該条項が適用されているのはコミューンのみである。

この概念については、フランス政府のサイトの用語解説を参照した。La

- DILA (Direction de l'information légale et administrative), « Qu'est-ce que la clause générale de compétence ? » (le 28 08 2015)
- http://www.vie-publique.fr/decouverte-institutions/institutions/collectivites-territoriales/competences-collectivites-territoriales/qu-est-ce-que-clause-generale-competence.html(2020年8月10日アクセス)
- 17) 従って、このメトロポールに参加する旧コミューンは、自動的に地方公共 団体としての地位を失うことになる。
- 18) Thomas FRINAULT, « Les communes nouvelles : l'invité surprise de la réforme territoriale », *Revue française d'administration publique*, vol. 162, nº 2, 2017, p. 280.
- 19) Loi n° 2015–292 du 16 mars 2015 relative à l'amélioration du régime de la commune nouvelle, pour des communes fortes et vivantes. また翌年には、同法を補完する「新コミューンの設立時に地域自治区を置くことでその維持を許可する2016年11月8日法(Loi n° 2016–1500 du 8 novembre 2016 tendant à permettre le maintien des communes associées, sous forme de communes déléguées, en cas de création d'une commune nouvelle)」が制定されている。
- 20) *Ibid.*, pp. 285–291.
- 21)「新コミューン」の設立を促進する目的で導入された施策については、拙稿、 2020年3月を参照。
- 22) Thomas FRINAULT, op. cit., 2017, p. 288.
- 23) Loi du 1^{er} août 2019 visant à adapter l'organisation des communes nouvelles à la diversité des territoires.
- 24) Les élections municipales 2020 dans les communes nouvelles.
 https://www.vie-publique.fr/eclairage/270976-les-elections-municipales-2020-dans-les-communes-nouvelles (2020年8月13日アクセス)
- 25) Senat, Rapport n° 179 (2018–2019) de Mme Agnès CANAYER, fait au nom de la commission des lois, déposé le 5 décembre 2018.

 http://www.senat.fr/rap/118-179/118-179.html (2020年8月14日アクセス)
- 26) Senat, Séance du 24 juillet 2019 (compte rendu intégral des débats).

 http://www.senat.fr/seances/s201907/s20190724/s20190724008.html#section869
 (2020年8月14日アクセス)
- 27) すなわち、旧コミューンが「地域自治区 (communes déléguées)」として存続し、当該地域自治区住民の住民票を作成する「地域自治区役所 (annexe de la mairie)」を設置することについて、地方自治体改革法は「新コミューン議会が、設立後6か月以内に設置反対の決定を下さない限り」との条件を付けていたが、新コミューン体制改善法の第5条がこれを削除した結果、旧コミューンは自動的に「地域自治区 (communes déléguées)」となる (旧コミュー

ン諸議会が、新コミューンの設立前に、敢えて地域自治区を存置しないとする共同決議を採択しない限りという条件付き)。また、新コミューン議会において互選された1名の「地域自治区長」と、場合によっては、1名ないし複数名の「地域自治区助役」が置かれるが、地域自治区長は、新コミューンの市町村長に代わって、住民票の作成と司法警察を担当する長であり、新コミューンにより実施される都市計画の決定、道路工事の許可、用地買収の計画、不動産の譲渡などについて意見を表明する。

28) Ministère de la Cohésion des territoires et des Relations avec les collectivités territoriales, « La loi « Communes Nouvelles » expliquée aux élus, Qu'est-ce qui change ? », Août 2019.

https://www.cohesion-territoires.gouv.fr/sites/default/files/2019-07/La_loi_ Communes Nouvelles expliquee aux elus.pdf(2020年8月15日アクセス)

- 29) Les collectivités locales en chiffres et Bulletin d'Information Statistique (N° 130 mars 2019) par la Direction générale des collectivités locales (DGCL). https://www.collectivites-locales.gouv.fr/bulletin-dinformation-statistique-bis-1 (2020年8月10日アクセス)
- 30) Gabriel BIDEAU, « Les communes nouvelles françaises (2010–2019): une réforme territoriale silencieuse », *Annales de géographie*, vol. 728, no. 4, 2019, pp. 77–78.
- 31) 2020年 (2019年の1年間) に設立された3件のうち、2件はコート=ドール県 (Côte-d'Or)、残りの1県はロワール県 (Loiret) での事例であり、いずれも2つの旧コミューンが1つの新コミューンを設立している。なお同年には、新コミューンが合併を解消 (défusion) するという初めての事例がみられた (カルバドス県 (Calvados) で2017年1月に設立された新コミューン)。すなわち、カーン市の行政裁判所の決定により、サリーヌ (Saline) という新コミューンの設立に関する県の協定が破棄され、トロアルヌ (Troarn) とサンヌヴィル (Sannerville) という2つの旧コミューンが、その自律性を取り戻したのである。このように、6つの旧コミューンが3つの新コミューンを設立し、1つの新コミューンが2つの旧コミューンに戻った結果、2020年1月1日現在のフランス本土と海外県におけるコミューンの総数は、2019年より2つ減って、34.968となった。

Bulletin d'information statistique de la DGCL, nº 143 — Mars 2020, « Encadré : trois communes nouvelles créées entre le 1er janvier 2019 et le 1er janvier 2020 ». https://www.collectivites-locales.gouv.fr/bulletin-dinformation-statistique-bis-1 (2020年8月10日アクセス)

32) この原則を明文化する観点から、「選挙法制の多様な条項を明確化するための2019年12月2日法律2019-1269号」(Loi nº 2019-1269 du 2 décembre

- 2019 visant à clarifier diverses dispositions du droit électoral) の第13条は、『選挙法典』の第8分冊にL.567-1A条として、この一文を挿入している。 SENAT, Proposition de loi visant à clarifier diverses dispositions du droit électoral. https://www.senat.fr/rap/l18-443/l18-4434.html(2020年8月12日アクセス)
- 33) 地方自治体改革法が、旧コミューンに地域自治区の地位を残したのと同様、1971年のマルセラン法も、旧コミューンがその機能を一部残した「準コミューン (communes associées)」として存続することを認めていたが、後者は、コミューン議会選挙の際、選挙区としての機能も認めていた点で異なる。
- 34) 2014年の議会選挙から、EPCI における民主化改革の一環として、各 EPCI の共同体評議会選挙も同時に実施する新しい制度が導入されている。この改革の概要については、拙稿「フランスにおける自治体間協力型広域行政組織とその制度的発展―『民主主義の赤字』問題と民主主義改革―」『愛知県立大学外国語学部紀要(地域研究・国際学編)』(第47号、2015年3月)を参照。
- 35) パリ・リヨン・マルセイユの3大都市については、各陣営が市長候補を明示した候補者リストを各区議会の選挙に提出し、人口1,000人以上のコミューンと同一の枠組みで投票を実施した上で、市議会議員を兼務する各区議会の上位当選者を陣営毎に集計し、市議会内の多数派をとった陣営の市長候補者を市長に選出する。
- 36) Loi nº 2020–290 du 23 mars 2020 d'urgence pour faire face à l'épidémie de covid-19.
- 37) Municipales 2020: les candidats du 1^{er} tour. https://www.vie-publique.fr/en-bref/273655-municipales-2020-la-liste-des-candidats-au-1er-tour(2020年8月12日アクセス)
- 38) Le ministère de l'Intérieur, « Élections municipales 2020 ».
 https://www.interieur.gouv.fr/Elections/Elections-municipales-2020(2020年 8 月 12日アクセス)
- Le Monde, « Municipales 2020 : la saisissante carte de l'abstention », le 16 Mars 2020.
 - https://www.lemonde.fr/les-decodeurs/article/2020/03/16/municipales-la-saisissante-carte-de-l-abstention 6033186 4355770.html (2020年8月12日アクセス)
- 40) 2020年コミューン議会選挙の結果については、下記のものを参考にした。 日本経済新聞「仏地方選、パリなどで与党敗北 マクロン政権に逆風」(2020 年6月29日)
 - https://www.nikkei.com/article/DGXMZO60908860Z20C20A6EAF000/?n_cid=DSREA001(2020年8月13日アクセス)
 - OVNI navi「市町村議会選挙の第2回投票、6月に延期。」(2020年3月24日) https://ovninavi.com/municipales-2020-reportes/(2020年8月13日アクセス)

- OVNI navi「市議会選の決選投票、エコロジー派が躍進。」(2020年7月16日) https://ovninavi.com/900-generation-ecolo-elections-municipales/(2020年8月13日アクセス)
- 41) レンヌ市では、第1回投票で1位につけた現職市長アペレ (Nathalie APPÉRÉ) 率いる PS のリストとの統合をおこなって、第2回投票で勝利し、引き続き市政に留まることになった EELV であるが、リール市では、1位につけた現職市長オブリ (Martine AUBRY) 率いる PS のリストと統合をおこなわずに第2回投票に臨んだ結果、2位に甘んじている (12議席を獲得)。
- 42) パリ・エ・トワ「統一市町村選挙を前に与党 LREM 内に軋み」(2020年 6 月 2 日)

https://www.parisettoi.fr/realtime/2622 (2020年8月13日アクセス)

- 43) 第2回投票で16.80%を獲得したケペネキアン (Georges KÉPÉNÉKIAN) 候補は、コロン市政の第一助役であり、コロンが内相の職にあった2017年7月から2018年11月までの間、コロンに代わり市長を務めていた。
- 44) 日本経済新聞「フランス内閣総辞職、新首相にカステックス氏」(2020年7月3日)

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO61159560T00C20A7FF8000/(2020年 8 月 13 日アクセス)

- 45) 在日フランス大使館「フランス政府閣僚名簿」 https://jp.ambafrance.org/article15916 (2020年8月13日アクセス)
- 46)「新コミューン」としてのシェルブール=アン=コタンタン市が設立されるまでの経緯については、拙稿、2020年3月を参照。
- 47) シェルブール = アン = コタンタン市の市長官房室長へのインタビューより (2019年8月28日)
- 48) Le Monde, « MUNICIPALES 2020 : ENJEUX ET RÉSULTATS : Cherbourg-en-Cotentin ».

https://www.lemonde.fr/resultats-elections/cherbourg-en-cotentin-50129/(2020年8月14日アクセス)

- 49) 2026年のコミューン議会選挙以降は法定議員定数の53名となる。
- 50) Le Monde, « MUNICIPALES 2020 : ENJEUX ET RÉSULTATS : Cherbourg-en-Cotentin ».
- 51) La Manche Libre.fr, « Cherbourg-en-Cotentin. Benoît Arrivé, maire sortant, dévoile sa liste » (le 18 Février 2020).
 - https://www.lamanchelibre.fr/actualite-844769-cherbourg-en-cotentin-benoit-arrive-maire-sortant-devoile-sa-liste(2020年8月15日アクセス)
- 52) 2017年の大統領選挙に PS から立候補したものの、敗退したアモン (Benoît HAMON) が同年の7月1日に同党を離党した際、彼と行動を共にした運動

組織。

18日アクセス)

- 53) France Bleu, « Municipales à Cherbourg : Les Communistes rejoignent le maire sortant dès le 1er tour » (le 11 janvier 2020).
 https://www.francebleu.fr/infos/politique/municipales-a-cherbourg-les-communistes-rejoignent-le-maire-sortant-des-le-1er-tour-1578752717(2020年8月15日アクセス)
- 54) Ville de Cherbourg-en-Cotentin, « Compte rendu sommaire du 5 juillet 2020 ». https://www.cherbourg.fr/fileadmin/user_upload/CR_sommaire_CM_du_5_juillet 2020.pdf(2020年8月17日アクセス)
- 55) コタンタン都市圏共同体の公式サイト http://www.coeur-cotentin.fr/web/index.php (2020年8月18日アクセス)
- 56) その点で言えば、アリヴェ市長の PS 陣営が、EELV 陣営ではなく PCF 陣営を共闘相手に選んだことも非常に興味深い事象である。この点については、同地域の特殊事情も加味しながら、説明していくことになるものと思われる。すなわち、シェルブール=アン=コタンタン市のあるコタンタン地方は、半島の西岸にフラマンヴィル原子力発電所 (Centrale nucléaire de Flamanville)が設置されるなど、原発のまちでもあるという点である。
- 57) そうした事態になった場合、当該コミューンでは選挙がキャンセルとなり、同コミューンを所管する県知事の命令により「特別代議委員会(délégation municipale spéciale)」が設置され、コミューン議会の役割を果たすとともに、メンバーで互選された議長が市長の役割を果たすことになっている。同委員会の権限は、コミューンの機能を維持するため、または、緊急の場合の純粋に行政的なものに限定され、3か月以内に実施される補欠選挙でコミューン議会が設立された時点で、その効力を失う(補欠選挙に立候補者がいなかった場合は、改めて上記委員会が組織される)。

Communes peu ou pas peuplées, communes sans candidat... Les municipales dans quelques cas atypiques (le 11 Février 2020).

- https://www.vie-publique.fr/questions-reponses/269455-elections-municipales-quelques-cas-particuliers (2020年8月18日アクセス)
- 58) ACTU.fr, « Municipales 2020: comment se déroule l'élection s'il n'y a pas de candidat dans la commune » (le 28 Février 2020).

 https://actu.fr/politique/elections-municipales/municipales-2020-comment-se-deroule-lelection-sil-ny-pas-candidat-dans-commune 31767466.html(2020年8月
- 59) 同市市長官房室長へのインタビューより (2019年8月28日、同市役所にて実施)。